

# 特定健康診査等の実施計画

大同特殊鋼健康保険組合

平成20年3月

## 背景及び趣旨

我が国は国民皆保険のもと世界長寿の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。しかし、急速な少子高齢化や国民の意識変化などにより大きな環境変化に直面しており、医療制度を持続可能なものにするために、その構造改革が急務となっている。

このような状況に対応するため、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、保険者は被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査（特定健康診査）及びその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導（特定健康指導）を実施することとされた。

本計画は、当健康保険組合の特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査及び特定保健指導の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的事項について定めるものである。

なお、高齢者の医療の確保に関する法律第19条により、5年ごとに5年を一期として特定健康診査等実施計画を定めることとする。

## 大同特殊鋼健康保険組合の現状

当健保組合は、製鉄業を主たる業とする事業所が加入している健保組合である。

平成18年度の事業所数は29で、全国の15都道府県に所在するが、約5割が愛知県に所在している。また、支店や営業所は全国に点在しているものの、名古屋近郊に在勤している被保険者及び被扶養者は5割である。

加入事業所は、中小事業者が多く、被保険者100人未満の事業所が全体の37.9%を占めている。全体からみると1事業所あたりの平均被保険者数は約370人。

当健保組合に加入している被保険者は、平均年齢が42歳で、男性が全体の8割強を占める。

健康診断については、愛知県と近隣の県在住の者は、医療法人宏潤会 だいどうクリニックが巡回により行っている。

\* だいどうクリニックの所在地は、名古屋市南区大同町である。

職員は、医師・保健師・看護師・管理栄養士・検査技師などで常勤22名、非常勤4名（事務職除く）

地方在住の者は、契約した医療機関（全国14都道府県で33機関）で受診が可能である。

平成18年度の基本健診の実施人数は、大同クリニックで8933人、委託機関で2142人、計11,075人（内訳：被保険者9256人、被扶養者1819人）である。

## 特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項

### 1. 特定健康診査等の基本的考え方

日本内科学会等内科系8学会が合同でメタボリックシンドロームの疾患概念を診断基準を示した。これは、内臓脂肪型に起因する糖尿病、高脂血症、高血圧は予防可能であり、発症した後でも血糖、血圧をコントロールすることにより重症化を予防することが可能であるという考え方を基本としている。

メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積や体重増加等が様々な疾患の原因になることをデータで示すことができるため、健診受診者にとって生活習慣の改善に向けて明確な動機付けができるようになる。

高齢者の医療の確保に関する法律では、特定健康診査等は40歳以上とされたが、大同特殊鋼グループは35歳から対象とする。メタボリックシンドロームの予防には早めの生活習慣の改善が必要なためである。

### 2. 特定健康診査等の実施に係る留意事項

今後も当健保組合が主体となって被扶養者の特定健診を行う。また、市町村国保の行う健康診査やパート先で受診している被扶養者の数を調査し、そのデータを受領し、そのデータを管理する。

### 3. 事業者等が行う健康診断及び保健指導の関係

事業者が健診を実施した場合は、当健保組合はそのデータを事業者から受領する。健診費用は、事業者が負担する。

### 4. 特定保健指導の基本的な考え方

生活習慣病予備群の保健指導の第一の目的は、生活習慣病に移行させないことである。そのための保健指導では、対象者自身が健診結果を理解して自らの生活習慣を変えることができるように支援することにある。

労働安全衛生法の保健指導と特定保健指導とが明確に分けられないこともあり、大同特殊鋼グループは被保険者の特定保健指導は事業主、被扶養者は大同特殊鋼健康保険組合が責任をもって実施する。

## 達成目標

### 1. 特定健康診査の実施に係る目標

平成24年度における特定健康診査の実施率を81.5%とする。

この目標を達成するために、平成20年度以降の実施率(目標)を以下のように定める。

目標実施率	(%)					
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	国の参酌標準
被保険者	98.7	98.7	99.0	99.0	99.0	
被扶養者	38.0	40.6	43.2	45.6	48.5	
被保険者+被扶養者	77.1	78.2	79.3	80.3	81.5	80.0

### 2. 特定保健指導の実施に係る目標

平成24年度における特定保健指導の実施率を47.7%とする。

この目標を達成するために、平成20年度以降の実施率(目標)を以下のように定める。

目標実施率	(人)					
(被保険者+被扶養者)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	国の参酌標準
40歳以上対象者(人)	9,580	9,950	10,330	10,730	11,100	
特定保健指導対象者(推計)	2,468	2,574	2,683	2,813	2,915	
実施率(%)	22.8	27.3	32.2	39.9	47.7	45.0
実施数	563	704	864	1,123	1,390	

名古屋近隣地域については事業主である大同特殊鋼の各事業場、およびだいでうクリニックで行う。今後は遠隔地の者についても保健指導ができるように、委託先を増やしていく。

### 3. 特定健康診断などの実施の成果に係る目標

平成24年度において、平成20年度と比較したメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率を10%以上とする。

特定健康診査等の対象者数（推定）

1. 対象者数

特定健康診査

被保険者

(人)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
対象者数(推計値)	11,690	11,940	12,160	12,440	12,660
うち 40 歳以上対象者	6,190	6,450	6,690	6,980	7,220
目標実施率(%)	98.7	98.7	99.0	99.0	99.0
目標実施数	6,102	6,358	6,623	6,910	7,148

被扶養者

(人)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
対象者数(推計値)	12,200	12,400	12,650	12,850	13,090
うち 40 歳以上対象者	3,390	3,500	3,640	3,750	3,880
目標実施率(%)	38.0	40.6	43.2	45.6	48.5
目標実施数	1,289	1,420	1,571	1,711	1,883

被保険者 + 被扶養者

(人)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
対象者数(推計値)	23,890	24,340	24,820	25,290	25,750
うち 40 歳以上対象者	9,580	9,950	10,330	10,730	11,100
目標実施率(%)	77.1	78.2	79.3	80.3	81.4
目標実施数	7,391	7,778	8,194	8,621	9,031

特定保健指導の対象者数

被保険者 + 被扶養者

	20年度	21年度	22年度	23年年度	24年度
40 歳以上	9,580	9,950	10,330	10,730	11,100
動機づけ支援対象者	913	953	995	1,047	1,091
実施率(%)	28.2	32.4	37.5	41.9	46.7
実施者数	258	309	373	439	510
積極的支援	1,555	1,621	1,688	1,766	1,824
実施率(%)	19.6	24.3	29.1	38.7	48.2
実施者数	305	394	491	683	880
保健指導対象者計	2,468	2,574	2,683	2,813	2,915
実施率(%)	22.8	27.3	32.2	39.9	47.7
実施者数	563	703	864	1,122	1,390

## 特定健康診査等の実施方法

### (1) 実施場所

特定健診は、名古屋近郊の場合は、の者については、だいでんクリニックが巡回により各事業所にて行う。遠隔地の特定健診については、全国の医療機関等で実施する。

特定保健指導は事業者または保健指導を行える機関に委託して行う。

### (2) 実施項目

実施項目は、標準的な健診・保健指導プログラム第2編第2章に記載されている健診項目とする。

### (3) 実施時期

実施時期は、通年とする。

### (4) 委託の有無

#### ア 特定健診

被保険者は各事業所開催の特定健診を受診。被扶養者の愛知県内在住者は原則としてだいでんクリニックにて受診。愛知県外在住者は、外部業者に委託して特定健診の案内、受診の促進を図る。

#### イ 特定保健指導

大同特殊鋼グループは被保険者は事業者の役割分担として実施。被扶養者は健康保険組合が実施する。だいでんクリニックで健診を受け、特定保健指導対象者となった時はだいでんクリニックに実施を委託。遠隔地の被扶養者の場合は、標準的な健診・保健指導プログラム第3編第6章の考え方にに基づきアウトソーシングする。

### (5) 受診方法

被保険者は、事業主から健診の案内がされ、各事業所のルールにより定期健康診断（特定健診）を受診する。特定保健指導は各事業主に委託し実施する。

被扶養者は、特定健診の受診に関する業務を外部に委託し、全国の医療機関での受診を勧奨する。受診の窓口負担は2,000円とする。ただし、規定の実施項目以外を受診した場合はその費用は個人負担とする。特定保健指導は外部保健指導機関に委託し実施する。

### (6) 周知・案内方法

周知は、当健保組合機関等に掲載するとともにホームページに掲載する。全配偶者と35歳以上の被扶養者の特定健康診査に関しては自宅に案内を送付する。

### (7) 健診データの受領方法

健診データは、被保険者の場合、各事業所から提出してもらう。被扶養者の場合は、契約健診機関からデータを随時（又は月単位）受領して、当健保で保管する。また、特定保健指導について外部委託先機関実施分についても同様に電子データで受領するものとする。なお、保管年数は当健保組合が実施した分も含め、5年とする。

### (8) 特定保健指導対象者の選出方法

特定保健指導の対象者については、原則的に被保険者・被扶養者とも、階層化により、積極的支援者・動機づけ支援者としてランクづけされた者全員とする。被扶養者に関しては平成20年度から愛知県内、群馬県内から実施。平成21年度から徐々に地域を広げていく。

#### 個人情報の保護

当健保組合は、大同特殊鋼健康保険組合個人情報保護管理規定を遵守する。

当健保組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

当健保組合のデータ管理者は、常務理事（事務長）とする。またデータの利用者は当健保組合の職員に限る。

外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

#### 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の周知は、当健保加入事業所会議で議題とするとともに、健康保険組合機関紙やホームページに掲載する。

#### 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

当計画については、毎年組合会において見直しを検討する。

また、平成22年度に3年間の評価を行い、目標と大きくかけ離れた場合その他必要がある場合には見直すこととする。

#### その他

当健保組合に所属する保健師等については、特定健診、特定保健指導等の実践養成のための研修に随時参加させる。